



中外新聞
合本
卷一

洋学文庫
文庫 8
C 495
1



不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

初卷

第一號
第七號



い 57162

中外新聞やうやく法物に弘まらるる乞
 い求むる人其多きよりおのれしを
 編みて小本と爲し 幸甚に送るの便
 ようせんやうなあるも何しと人の世に
 むらまをきては牙之板を物
 法を如月中句也

柳河善後志序

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又モ英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本して傳へ来ると雖も筆者の煩を
堪へざるを慮り此度活字にて印行を爲るのあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るのより
印行を故に原本の号数に拘らば只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありきも廣く世上に布知すべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命じり所以あり
新聞を多く益々善し四方の君子希く之を寄贈して以て

中外新聞

先年以來横濱開板のタイムス又ヘラルドと名くる新聞を
訳し又モ英吉利亞墨利加法蘭西和蘭諸国の新聞をも得る
とび毎に訳出し写本して傳へ来ると雖も筆者の煩を
堪へざるを慮り此度活字にて印行を爲るのあり
新聞を其原本を得るに随て訳出し其訳の先成るのより
印行を故に原本の号数に拘らば只公布の前後を以て号数
を定む且つ訳文ありきも廣く世上に布知すべき程の事
を取交へて記を是と中外の名を命じり所以あり
新聞を多く益々善し四方の君子希く之を寄贈して以て

鉄漏を補ひたい

慶應四年二月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

中外新聞第一号

慶應四年二月廿四日

時侯氏回覧書



西洋三月七日我二月十四日の横濱出板新聞紙より抄
出を

此度神戸より来りし書状の趣より箱根の街道既に攻進
の路とありし由を慥に申越し然ととも諸説一定せ
以或は十四五日以前薩戸人七百人急ぎ京都を出立を云
ふ是ハ箱根の備へあきを知りて之を奪ふと見えたり
それ又付てハ人数は少く不相當ありと雖も若し
此説実事ありは是亦江戸通行の要害ある故に随分尤ある

事あり

長崎よりの便に申越しし事万一信実ありし箱根の要所
を取られしより尚北方諸侯の為り大不幸ありし

長崎の書状の次に出せ 北方との関東の事して南方と

の西国諸侯の事あり原文のまゝに訳しし

若し紀州侯他の大名の盟主とありて江戸を助るが為

朝廷への周旋をあたはしむる双方の都合も宜く安全あり

し実し紀州の徳川氏の頭分とありて双方の間を取扱ふ

きやどの権柄の家あり然るに長崎の書中云へる趣は甚

疑ふべし

京都より長崎より左の趣を申し越しし會津并は伊

豫の松山備中の松山高松大多喜此大名の皆京都に敵對せ

し者し其屋敷をも領地をも召上げらるる由あり此事

を 天朝より布告ありしに仙臺の在京家老全く

朝敵にありざる由の歎願をあり其他諸方より色々の願

書出する由あれども長き評議の後忽ち征討を仰出されし

り是に於て彼家老の大に驚き全く其主人の命に左様の事

しは是れは是れを申述べ尚又再願をありしれども再び別

紙を以て會津の地を攻取らばき由を命せしれし但し是

の仙臺と會津との間を離るるが為の計と見えし何れ今も

一日を經たらば委し然王相かろべし
此度の 天朝の決定を全く薩戸と長州との決議より出
し事ありて此の如き未曾有の大變革の蓋し 天子
を尊ぶの真意より出するよららばしし只權勢を備へし
る名の影有るよ依て之よ及びあらん故よ北方諸大名の
不服あるも亦其理あきふららん
一橋の只恭順謹慎より敢て戦を好まらん
一橋とい即ち 大君の事あり或ハ前將軍とも云へる処
らりられ亦原本のまよと誤し
外国と日本との交際よ付て此未如何成り行くべきや未ど

詳あらん

神戸より西洋二月廿七日即ち日本二月五日よ出する書状
よ曰サトウ京都より帰着を医官守リスを京都よ留りて怪
我人の療治を成をと
按よ英吉利の醫師を京都よ招くことを薩戸の願より去
る正月廿六日 天朝の許容らりし由あり
同所より西洋三月二日即ち日本二月九日よ出する手紙よ
曰備前侯の家来ハ外国人よ向て砲発の差図をありし罪
よ依て今日誅せらる初を切腹と聞きし頭を斬らる事
よ成りし右死罪ハ兵庫の寺院より行ひ各国の名代一人

つゝ見分の為に出張を

○西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出づる英

人書状の抄訳

此頃中毎日當港在苗の軍船より人を出し市中を巡ら
む然れとも十二大名此地の奉行所を預りより以来其事
止しより

十二大名とは即ち薩戸土佐筑前安藝島原大村肥前長州五
島對馬肥後平戸これあり

此程真偽の詳あらず加州と越前との間は戦争ありとの
風聞あり又紀州の兵七千人 大君を征討するが為は江戸

へ行きよるとの風聞ありて市中以の外は動搖せり

此節外の商賣はあく只蒸気船鐵砲彈茶の賣買のみあり

ウゼニールと名くるゴンボートは十萬ドルにて肥前へ賣れ

ヒンダと名くる船は十一萬ドルにて長州へ賣れより今一

艘タイワンと名くる船も賣れより買主と直段との詳あ

ざ

四日以前アテリ子と名くる船は是も賣物にて兵庫へ往き

ロフルを昨日横濱へ出帆し軍船アイカルスは今日箱館へ

出立を

ペール、船を一昨日上海へ往き亞墨利加船オニワルドを

それより以前は出帆しより

按は亞墨利加の既は局外中立の觸書を出して軍船武器の賣買を禁せり蓋し他国も同通りなり其布告いまだ長崎は達せざりし前の事ありや○觸書の文の第二号は出帆

内田弥太郎 譯

西洋新式

縫物器械用法傳習并仕立物の事

右器械をシウインマシ子と名くる精巧簡便の品なり近年船来りしと雖も用法いまだ世に弘らば依て去年官命を蒙り横濱に於て外国人より教授を受け尚又海内利益の為は傳習相始に間望の由方の開成所へは尋ふべきべく付ては傳習の序何れをも注文次第廉價にて仕立物致すべく依て此段布告及ふものあり

慶應四年二月

開成所にて

遠藤辰三郎

此度新聞紙印行相始めいり付入社ふされ度此方ハ百姓
名并入用の部数小川町開成所内へ水中越おさるべき事
代銀ハ前金として跡金として一月毎に拂の事
日本外国とも新聞の類ハ差越下されいりて早速植えさせ
製本呈上いりてんべき事

二月

中外新聞第二号

慶應四年二月廿八日出板

局外中立の觸書

日本御門と大君との間ハ戦争の起りたる事を布告し且
合衆国人民をして局外中立の規則を嚴重に守らしめんが
為に左の趣を觸し示す
軍船或ハ運送船を賣り又ハ貸し兵士武器彈薬兵糧其外を
べて軍事よかりたる品を或ハ賣り或ハ貸し渡す事
嚴禁すべきものあり若し此規則に相背くは於てハ公法
に依て之を論じれば即ち局外中立の法度を破る者なり

敵視せらるゝに至るべきものあり
前文よ言へる如き規則を破る者の軍律は従ひ其人ハ捕虜
せられ其積荷を没收せらるべき事勿論ありと云へ局外荷
主の品とりとも連累の禍を免る事能えざらば
日本国と合衆国との條約面の權は依てと云へ我國人より
と雖も右の規則相破りとする者を敢て之を保護する事能
ざるものあり

日本在留合衆国ミニストル

ラン フルケニブルグ

日本兵庫神戸に在る合衆国居留館より於て

西洋一十八百六十八年二月十八日即ち日本正月廿五日

右布告の文各国何とも同文言ふべし只ミニストル
の姓名異なるのみ
渡辺一郎 訳

○

仙蘭西の飛脚船最早西三日の間に入津をへ一向山隼人
其船に乗りて帰府をへき筈あり其他の友人も共よ帰帆を
る者有べられ定て面白き新聞多からんと思はる見聞の
説ハ追々次冊に印行をべし

或人の話^{ナマリ}は京都より置^カうれしる伊東某といふ兵庫奉行を以て外国人へ談判ありしるは此度徳川氏政權を返上せりし上ハ外国の條約も 王朝は於て新^{シン}結^{ケツ}せらるるべし云々外国人答へて曰 王政復古の事の承知せり去^キあはるる條約の儀ハ各国帝王の調印を致しし事故只今即時ハ決^{ケツ}し難^{ガタ}し各国申合の上本国帝王へ申遣^{ツク}し其差函を受て決定せべき事勿論ありし付てハ先年以来日本は於て外人の殺害せられしる事度いられ有り其外狼藉^{ロウジツ}の所業^{シヨウギョウ}に至りてをちけて教^{オモ}へしし此度 王朝は於て政法改革の儀仰出されしりし先づ其手始めは 天子御調印の書付を

出^デしりしべし其文言ハ是まぐ日本国内は於て外国人へ對^タし不法の働^{トウ}き或も故^コありし外国人を殺しし者ありと雖も今度新^{アラタ}又政律を改正せし上ハ日本全国は詔^{ミコトノリ}を下し敢て右様の所業を致させししとの證書あり此の如き證書を得て各国の帝王へ差送^{サツ}り其後改めし條約の事を談判し及ぶべしや

○二月廿一日出板横濱新聞の訳文
仏蘭西人泉州左海^{センシュウサウカイ}に於て殺害せられし事
今廿一日亞墨利加の軍船モノカレし兵庫より當港^{トウカウ}に來着

す亞墨利加普魯社以大利のミニストル同船して帰り来たり英のミニストルも上京の支度して尚彼地は滞留し此船の載せ来りし書状を見らば去る二月九日備前の士官死刑に處せられし短怒り日本人復讐の爲は仏国水夫を許多切害せし由を申し越しし蓋し土佐人々又土佐人の装をあらし備前人あらん竊し思ふは諸国のミニストル先日備前士官の切腹を止めあらば佛国水夫も命を失ふ事あり日本政府は於ても此事件より起るべき災害を免らん右人殺しの一件諸説紛々しりと雖も左の書状多分の実説ありとす

西洋三月十二日即ち日本二月十九日神戸より出たる書翰の文

昨日キウシウと名くる船は一封の書を託をといへども思ふは此モノカシ船却て速に到着をべし依て短文を以て一事を報告を

日本二月十五日堺に於て一小船は乗り居る佛国の水夫共不意に土佐兵隊の爲は襲われ切害せられし者十二人水を泳りて其場を逃れし者を僅に一兩人は過ぎぬ是を明白に兼て巧しむる偽計と見え最初より其子細を告る事あり又水夫の内小船の外は誘出され其後取巻られしもの

あり諸国の公使右罪人を速に刑罰せん事を京都に訴ふ
よ土州ハ勿論京都政府よ々も至極心を用いて之を尋ね出
し刑よ々以て外国人よ謝せんよ欲するの様子あり既よ其
罪人の内捕へられし者もこれ有し

昨日神戸よ々右の死骸を埋葬を諸国のミニストル悉く葬
よ會を其時墓前よ於て佛国のミニストル彼死人の同僚よ
向ひ後日必も大よ死人の為よ復讐をおさんと云へり
右死人の内刀剣を以て殺されし者ハ只一人よ々其餘ハ
皆銃丸よ中とり○或説十六人の内死者十一人と云

奔リスサトウの兩人再び京都よ入りサトウを土州侯の側

よ在る

前便よ諸国のコンシル皆大坂を引拂ひし由を申送りしが
英吉利コンシルをいよ々彼地よ苗在をと云

江戸を攻めんが為よ京都より三万の大軍を發するよの風
聞あり

是まで書状の文あり

右文中よ云へる如くキウシウ船よ託しし書状到着せば
堺よ於ての人殺しの始末明白よ相分るべし依て其以前種
よの異説ありとも敢て之を信せざるべし

○當時横濱在苗の商船十八隻軍船を六隻よして英船三佛

船一亞船二あり

藤野善藏 譯

中外新聞第三号

慶應四年三月二日

和蘭^{ワトルタム}新聞訳出

普魯社国新刻の萬国通表より地面の廣さ魯西亞国と波蘭
 国を合して日耳曼里方積九万九千二百九十六塊^{あんどりや}地利国の
 一万一千三百零五弗蘭西国を九千八百五十普魯社国を六
 千三百九十二英吉利国を愛倫国を合して五千七百六十二
 是を歐羅巴洲内の分あり尚他洲の領地を魯西亞三十六万
 九千八百英吉利二十四萬一千五百八十七佛蘭西二万四千
 四百二十八あり

人口を魯国六千八百二十二万七千二百五十二人佛国三千八百零六万七千零九十四人墺国を大凡^{およそ}三千五百万人英国二千九百零七万一千人普国二千三百五十七万八千人国債を普国の銀錢タールに英を五十三億五千二百万元その他洲領より九億一千一百万元佛を三十七億六千万元魯を二十四億零四百万元墺を二十三億一千五百万元普を四万二千八百万元といつれもタール銀錢あり

里程の長短銀錢の相場等の洋学便覧二集より出つ

陸軍の人数魯を平時五十万八千人戦時九十七万八千人佛を平時四十二万七千人戦時八十八万人普を平時二十六万四

千人戦時六十四万七千人墺を平時二十五万人戦時六十一万九千人英を平時十三万九千一百三十三人此外非常の時よ呼集むべき兵數陸軍十二万九千人海軍六万八千人他洲の兵二十一万三千二百九十人あり

軍船を英六百廿八隻大砲九千一百五十八位より佛を船數四百七十三砲數七千七百四十七魯を船四百二十五砲二千一百八十六墺を船九十一砲一千零々四普を船八十四砲四百八十四

商船の数を英二万八千七百八十七艘^隻尚其他洲領より九千七百三十四艘より佛を一万五千一百八十四普を三千一百十

八魯を三千三百四十塊を四百九十五艘

右此数を毎年増減する内は普魯社を去年戦争の後益
百人盛大とあるべき勢あり尚加藤弘藏の着せり西洋各国
盛衰強弱一覽表を参考せよ

佐々木貞庵 譯

○雜報

去月京都より久我中納言と大和国の鎮臺を命ぜられ東久
世前少将の兵庫港鎮臺醍醐大納言を參與国内事務掛り兼
大坂鎮臺宇和島少将を外国事務総督兼大坂鎮臺を命ぜら

れよりの報告あり

東海道鎮撫將軍橋本少将抑原侍従を尾州并薩州等の兵
を率ふて既又箱根より來着を

小沢惟樂助といふ者元ハ関東の賤民ありしが偽て勅使の
先導と号し甲州に入りて恣に令を下し容易あらざる企に
り然るに其偽する事露顯して此頃召捕られしる

此度泉州にて殺されしる仏蘭西人の一條只今土州并京
都へ談判最中のより解死人を勿論莫大の償金を出さるべき
旨厳しき應接ありと云ふ多分不日は戦争に成るべしとの

凡聞あり

英吉利の海軍教師を既十日程以前皆江戸を引拂りて
佛蘭西の陸軍教師を始尚江戸を逗留せり然る
も泉州の一條起りて故は二月廿六日皆悉く横濱へ出立以
何をも戦争の用意をなさんとす

或る外国人の話より堺より殺されたる佛蘭西人を最初小
き川蒸気船に乗じて測量に出る者廿人程あり其内僅に
三四人海へ飛入りて命を助けりこれハ死者十六人ありと
いひ或は十一人と十二人と云ふ其時亞墨利加人も土
州の固め居りて近辺へ来掛りて山手の方へ道を替へて
通行せり故無難に済むる若し押して其辺へ行き掛りたれば

亞人も必を打拂せりべき様子も見えず此事は付土州
人の不法あるの言ふ迄もあく薩州長州も亦罪あり當正月
以来大坂兵庫近辺の警衛ハ薩長両家を心得居る由兼て
外国人へ通達されり然るに此の如き始末に及びたる事
全く薩長の無念あれば仏蘭西人大挙して罪を問ふべきハ
勿論英吉利も仏蘭西と互に相助力を乞ふべき條約ありは付此
度の英仏合して薩長土の三州を伐つべき理ありと云
横濱ドルの相場此十日程大抵替る事ありドル百枚に付一
分銀二百九十八より二百九十九の賣買あり即ち一ドルの
相場四十四匁七分より四十四匁八分五厘にりたる

○
此新聞紙追々入社の方々多く相成に故あなきり職人を撰
み出精いしし植ふを以る今月よりハ一ヶ月又六冊づく相
違あく出板致さべくハ尤別段珍らしし新聞これらる時ハ
日限又拘るるハ臨時ニ摺立相弘め申へく事
摺立の度毎又江戸中書物屋へも差出しハ何方々も模
寄次第々々ハ永あきりしき事
中外新聞賣弘めし記者を開成所へ申出べき事
新聞紙の文章むかひきとつハ評判なり依て此次よりハ
平らきを多く相用ひ博学の笑を顧し申ざらる事

追加

今川刑部大輔跡部遠江守若年寄ニ任ぜらる
或る処より按摩渡世をまゐる旨人の家ニかくし居る浪人
一人を召捕り其所持の荷物を改めしハ外の物をあけて只
神社佛寺の札の板木を沢山持ち居り去年諸国ニ神符の
類を降せし者皆此輩の所業ありし事いと明白あり
第二号又仏蘭西飛脚船近日到着すべしと言ひしが既又廿
五日ヘーシと名くる船上海より横濱ニ到着し向山氏も帰
府ハボードインと未だ来らん

○コルクの黒燒留飲并コロリは効能ある説
民間医方の書は苗飲の癖ある人毎日コルクの黒燒を粉と
して水と一日は三度づつ用ゐれば必効能ありといふ説
を記せり然るも新聞紙は左の奇説あり

コルクをフランスコの口はさる木あり

英吉利船去年海上より俄にコロリを煩ふ者三十人程出来
せしはコルクの黒燒を粉として水と乳汁とを頻に用ひ
て全快せり是を天竺地方より民間に用ゑる薬方ありとて

○今日左の書状の写を得たり即ち外国人より或人
に贈りし書状の訳文あり 三月二日追記

於横濱千八百六十八年第三月廿三日即日本二月晦日
一封兵庫より到着せり○本月十九日はパークス口セス并
ポルスブルク上坂に廿日は伏見に着し廿一日京都に到り
廿三日或を廿四日 天子に謁見せん事を期せり

本文の人名を英仏和蘭三ヶ国の公使あり日附十九日
を日本二月廿六日あり推して知るべし

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ且つ十五万ドルの
償金を拂ふ事ありとあり謹言

中外新聞第四号

慶應四年三月六日

京都より諸州への布令書

今般^中 朝政御一新^{しん}に付ては万民の撫恤の儀ハ專要の処當^と
 今御国内多事の折柄に付自然安民の道等閑^{かねがら}に相成に際^と
 乘^ふし不逞^{ふてい}の徒妄^とりし奔走^{せんそう}し名を勤^{きん}王^{おう}に假^{かり}り良民を欺^き罔^{ごう}
 一々金穀^{きんこく}を貪^{あせ}り残忍^{せんじん}に民力を駆役^{くえつ}い^くし甚^し以て御撫恤の
 御趣意^{おんすい}に齟齬^{そご}い^くし以て佞^{ねい}も多分^{たぶん}られ^りく^くい^い万民間の
 苦情^{くけい}よおいてを假令^{かじょう} 朝政^{てうせい}に觸^ふとい事^{こと}も^も聊^{いささ}無^な忌^い憚^は可^か
 申出^{まうしだ}い尤^{なほ}領主地頭等^{りやうしゅうちとうらう}よおいても厚^{あつ}き御趣意^{おんすい}を以て民間^{みんかん}よ

り訴へ出い節ハ速ニ大政官へ言上致さべくハ尚又差掛り
以件々左の通り仰出されハる領主地頭より厚く相諭ハ
様致さべくハ

但一後前の弊習を追て言語擁蔽の事も測り難くハる

民間の者より直ニ大政官へ訴出ハ後ハ勝手次第の事

一五畿七道諸宿訳の儀是まが申も仰鑑されあきりのハ継

立申間敷等ハ処近來宮堂上家來おどく唱へ仰鑑引合も

これあきのみあはぐん無賃錢ト人馬継立剛談いハ

者これある趣以ての外ハの事ハハる以來仰鑑引合られ

ハ且つ賃錢跡拂等トハハるハ決ハるハ継立申間トハる事

月日

右の通後

御所被仰出ハる事

○英吉利人の著せる日本記事中的一篇

横濱新聞紙タイムズより抄出

日本の国運循環ト徳川氏其幸福を失ハ一橋の名もトあり

會盟の列ニ加ハるハ此人を水戸の子あり水戸ハ平生

騒グハる國柄トて血統争論の絶ハる間あり此人一橋の養

子トあり島津三郎の撰奉トより大老の重職ト昇リより

是ハ三郎の術数を行ふ為ありトハ其後幼き將軍ト深く信

用せられ竟^ふ將軍の職を嗣^つぐに至り外国同盟の助を以て
其身の幸福を全くせん^と謀り世を驚^{おど}る^{べき}程の大事業を成
さんと欲し其事を天子に奏聞を仰^ます天朝は兩度政權を
返^{かへ}し兩度それを賜^{たま}はり^し夫より大坂兵庫洲港の期限^{かぎ}
及び日本に於て尤威權^{あつ}はる^{べき}外国人は接遇^{あひま}し我等を^{われら}し^て其
昔日の威權^{あつ}はる^{べき}も強^{たか}き事を證せ^しめ^し其勢^{いきほ}實^{じつ}は盛^{さか}なり
と言ふべし然^{しか}る^に其後俄^{たち}に兵を出し襲攻の企利^{きり}あらざり
て今年第一月夜に乘^りて都城を棄^すて逃^{のが}れ出^でる^に其兵は
敗走し其勇氣^{いきほ}は挫^くけ其王權全く已^まを去り是^はな^らば其徳川
氏の大統^{おほ}に居ると雖も同盟の大名は^は見^ま離^はれ家臣を叛^か

き今に至りてを進退共^に窮^きり二三年前威權の盛^{さか}なり^し時
節^{とき}は比^ひをれば栄枯^{えいこ}判然^{はんぜん}とし^て地を替^かへ^しり嗚呼^{ああ}何ぞ其衰^{おとろ}
ゆる事の甚^たきや扱^あて江戸に歸り^り後^{のち}を其家^{いへ}ごとく旧來^{きゅうらい}委任^{いんにん}
せし重臣を廢^すし昔時の法則を去り大^たに改革を成^しり^し是
まで一橋を知りて其人を重^{おも}んせし人々を夫^{おの}ら等の事を指^さ
て英邁^{えいまい}の所業より尊^{たか}むべき大決断ありと称^{あや}譽^うを然^{しか}もど
も其布告の書に云へる所を見^みる^に彼の深意^{ふかごころ}を何の用^{もち}り
成らざる事を指^さして大切の事と唱^なへ^しり
此頃旗本中^{はたご}に示^しし^る書面を得^えり其文左の如^{ごと}し是^は今^{いま}
度家政改革の様子を見^みる^に是^はる^{べき}き^をの^{あり}

連年政府の入用莫大の事^もて意外^もに出^り依^て海陸軍の
兵備を充實^せよせんが為^に心あ^らば汝等^の知行の半高を
昨年中借り上^る事^は至^り然^るふ方今の場^合にては汝等
の俸禄^やとんど無^きも及^ぶべ^し

注^し曰南方^{より}領地を失^ひて其^の歳入八百
万石の処今^は僅^に三百万石^に減^りたり

是^を予^が悲^し歡^の事^やして聴^く堪^へざる^の処^{あり}故^に予^が今
悉^く旧律古例を止^めむべ^ての入用を格外^に減^{せん}と謀^る
予^はいふも臣下^は對^し深く氣の毒^を思^はども汝等祖先^に以^て
來承^け來^りて知行を引^き續^きて与^ふ事^も出来^ずらく

思^ふる是^を依^て自^ら力を尽^して日用を減^し衣食を言^ふふ
及^ぶべ^し少^しの費用^{より}も省略^し是^を以^て生活^の道^を立^て
てん事^予の心願^{あり}然^る上^は汝等家事を始^めむべ^ての入
用を減略^をべ^し依^て如何^程の高官を勤^むる者^と雖^も一
人^も騎^歩不^{自由}ありと思^ふべ^し然^るに實^は今日^は至^る
るも皆^予が一身^の過^{より}起^りて事故^は予^を深く恥^ぢ深^く
悲^む所^{あり}付^て生計^の為^に暇^を乞^ひて記者^の予^は於^て
これ^をあ^らむ忍^びずと雖^もその志^を所^に任^ますべ^し願^は
書^を出^さすも妨^げあ^らず

一橋此号令を出^せりより自^ら其^の行^を慎^み京都^{より}怪^我人

到着せしは只兩三人の家来を携へ度く見舞あど是まかり
一橋敗歸の後られし謁見せし外国人皆その状を温雅し
て貴人の体を失えざるを稱し今不幸より浮雲を掩われ
されとも全く滅亡せん事の極めを惜むべしと言へり然れ
ど一橋を此国に於て固より凡庸の人よりあらざるを知る
べし且つ我輩は對して毎に親友の情を失えざるの必定
あり

○二月廿一日越前宰相参 朝仰付られ中山徳大寺

兩郷より相渡されし書付

慶喜謝罪の状東征大総督を置られし上の右の手を經て
て言上の儀を 関し召され難き筋は付宜く其順序を以て
執奏されしを 思召の旨 仰出さるべくし事

右ハ 大君御謝罪の書を越前老侯より

天朝へ差出されし故あり

○雜報

仙蘭西より歸りし人の話は只今改羅巴諸国太平無事あり
去年ガリバルヂと羅馬法王と度々戦争あり法王方敗軍多
かりしが仙蘭西の援兵大にガリバルヂを敗りてこれを擒
りし其後至て静謐ありし事

江戸在苗の外国人追々横濱へ引拂ひしに依て開成所は在
苗せし和蘭医師理学化学二科教師ガラタマも當月四日横
濱より出立を

河津伊豆守は若年寄外国事務總裁元の如し跡部遠江守
の願に依て免の林大學頭の寺社奉行並とある

當月九日の西洋第四月一日より江戸開港の期限あり普請
おと追々出来されども此末商賣の盛衰いこうはらん計
知ると能く

會津の藩士も悉く国元へ帰り上方より怪我せし者も療治
中ありしが皆江戸を引取りし

中外新聞第五号

慶應四年三月七日

○江戸市中への觸書

勅使御下向の儀に付ては都下の人心動揺いふにまどき物
も無之にいへどもうくまぐら恭順の丁寧の取扱を以て
此迎へ遊ばされに儀はいさしうに二心無之儀を

天朝へ此ありし遊ばされに儀はかあはんに不當の由處
置えられし事と事と思し召されにての儀は是の勅
使へ對し失礼の所業等決して致さずと右に付非常の
警衛のよめ夫に固め等建させられはる都下人民いづれ

も心得建の所業決してこれあま様精く可心付の事

辰三月

奉行

○三月二日水渡

内意の書付

此など相觸の通京都表より軍勢の差向相成実以て奉恐
入の儀に付只管恭順謹慎 水沙汰相待の事と付官軍へ對
し決して粗忽の挙動これらましく以右ハ 天朝へ對し
恐入の儀ハ申すまでもこれあく且府下百万の生灵を塗炭に
陥入の様相成の儀に付實以て忍びざる次才の假令忠義
の心は出いとも此旨は相悖りて者も我が意は背き以者も

付予が身は刃を加ふるも同様の儀に付此旨篤と相弁へ心
得違ひこれあま様と致すべきもの也

○ 町奉行黒川近江守水田守居に搦手松浦越中守代りて町奉
行と成る。○梅沢孫太郎妻木多宮を大目付。○酒井安房守の
寺社奉行並

○ 近々官軍問罪の奉りりと聞くと臣子のか只一死ののみ何
そ患ととらるるは足らん其曲直是非に至りては強て今分別を
論せば暫く空漢と對し百歳公議の人を待つのみ即今米利

堅の報告云官軍兵庫の居館を襲ふ故に砲撃を用き兵士
を分ち其地を堅守し軍艦を呼ぶと英仏も亦然り長崎地方
の如きといふ其確報を得ると雖も恐くは同轍に過ぎざ
るべし断然これを見て痛哭悲歎堪へば遠くは印度の敗
近くは支那の地長毛官兵其是非曲直を鳴らし同属相食
西洋諸国其虚を乘じ皇国亦殆同轍に陥らんと人口を
勤王を唱へて大私を挾み皇国土崩万民塗炭に陥る事
を察せば是を何と云はん臣上進して微衷を愁訴せん
す然とも有罪の小臣我が主と一死を待つものも然れとも
此千歳の遺恨を何如せんや斬首前より黙止せむを得

す冀くも此微志を以て参輿阙下に代訴せしむん事を誠恐
謹言

辰二月 徳川陪臣の姓名

右京師或る人の書状中より之を得り依て之を附記し

○京都より英国公使瘋を受けし事
今日不図驚くべき一新聞を得り即ち英国人書状
の訳文あり依て紙数未満ありと雖も期日を待て以
して之を印行し急ぎ看官に報告を兩三日の間は必
詳説を得て再び訳出せむ

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日於横濱
江戸某公足下呈

亞墨利加の蒸気船ローウルと号する船今朝兵庫より到着
せり去る廿二日即ち二月廿九日仏国公使ロセス及び和蘭
公使ポルスブルク 皇帝陛下に謁見を次日即二月三十日
英国公使ハルリーパークス京都にかいて 皇帝の宮殿へ
昇らんとする途中にて 卒尔と襲撃せられ自身も少く疵
を被り外英人九人疵を受けたり其内二人ハ尤深手あり是
に依りパークスを 皇帝に謁見せんとす大坂に引返り
り英仏及び和蘭の官吏等直に横濱に歸る事を決せり

此報告ありいまだ詳を悉きべしといへども多分相違ある
べきものあり

英吉利在苗館 某

副啓 帰港の上日本の兵卒即ち浪人輩を殺害すべしとの
風説あり

○ 向山隼人正若年寄に任

中外新聞第六号

慶應四年三月十三日

横濱新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日日本三月五日記を
 昨夜飛脚此地に到着しハルリーパークス君京都に於て
 天子の禁闕へ趣りんとする途中にて襲われ其護衛の騎兵
 九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜とありける旨を
 報告せり

此事に付てハ風聞まちまちとありていまど何者の所為
 とも分り難し但し怪我人の九人こそ其内二三人ハ死

しる由パークスを其乗りたる馬を斬られたるのみ
して自身よハ怪我これなき由あり

此事件の未如何ありやいまごこれを聞ふは然もども仙
蘭西蒸気船ドフレイ并ニ英吉利蒸気船エドヘン左ノル急
ニ大坂又出立せり是も蓋し公使等を迎へ帰らんよある
べし

此度ハ公使等実ニ彼兇徒等の信どごうらざるを知り自今
以後決して右様の異変あうらざるき處置を行もん事これ我
輩の欲する所あり

最早寛大の處置を行ふべき時よろしく改羅巴人米利堅人

身よ一毫の罪あくして命を失へる者既ニ三十人よ及べり
此後此の如き枉死の増加せん事疑ひあり然もハ手らし
き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然あり

先日仙蘭西ニニストルの為せし處置ハ甚と手早くし且
其目的を得るの良策して此地よらる外国人等極めて敬服
せり此度英吉利ニニストルも亦宜く是よあらふべし

先日仙人十一人堺に於て殺害せられしハ仙国公使
五ヶ條の事を三日間よ決断しらるべき旨若し三日を過
ぎしり直様兵を差向け申べく云々の趣を京師へ掛
合よ及びし是よ依て五ヶ條共よ速に行えられしと

云右ケ条の第一ハ朝廷より書面を以て罪を謝せし
れ第二ハ外国事務總裁自身ハ仏船へ往きて謝し第三
ハ土佐の士官兵卒乱妨せし者を刑し第四ハ土佐
人脱斂せしめて外国人の居留地ハ立入るを許さば第
五ハ償金十五万ドル此五ケ条ありといふ

外国人の狂死亦夥し第一ハ米利堅人十人水死し次ハ仏人
十一人殺害せられ又此度朝廷の賓客として懇^後招待を
受くべき英吉利人故あくして襲^{おそ}えられり
コルシカ人の語一人殺さるれば一人を殺せといふ事
はれども吾等ハ是ハ倣^{まね}ふ事あく宜く一人殺さるれば十人

を殺すの心を以て復讐を行ふべし吾等一度命令を下せば
日本の外国の才智兵力ハ屈服せざる事を得ず日本人若し
頑固あると死^しの遂^は印度人の轍^{あと}を履むに至るべし
日本人ハ改羅巴米利堅等ハ往きて其国人の如く自在ニ歩
行をりも妨げあ^らず何故日本よてハ外国人ハこれ^を許さば
る^や畢竟日本人をし^て其陋習を改め公平の法を守ら^しめ
んが為^しハ大軍を上陸せしめて国内ハ攻入り軍艦を以て
海岸を囲まざるを得ん
即今兵庫と神戸との間の門を閉ち外国人の通行を禁せり
何故とも解ま^らずい^ふ何の道理^に由て此の如く吾等の自

由を妨ぐるや夫れ條約の正しき道理を行らん事の請合ひあり然るに此国民の何故道理を背ける事をあはや彼等實に敵對を好むや又ハ唯戯れありや其裁判をニーストルの處置に在るべし

黒沢孫四郎の記

日本入りの事... 京都... 肥前肥後二藩と薩藩との間... 不和の事起り... 横濱へ出... 置き... 成兵皆此度江戸へ呼返... 成より然

ふふ二三日以前其内三中隊など脱走し... 此節諸藩の言ふ及む旗本の士も脱走者少く... 近日歩兵局の或る頭分の人も一人行方を知らぬと... 甲州路よりの報告は近藤勇百餘人の兵を引連れ甲州を指して往き... 是は先づ甲府城既ハ敵手は落し依て府城に入る事能は退き守せし敵より兵を出し急を襲ひ掛り... 已む事を得て一戦し勝利を得たり然るに敵兵再び来り攻め... 此方の援兵多く衆寡敵し難く大敗し及べりと云

上方より来り一人の話は天子遷都の説紛々たり或は曰

薩州長州の二侯 今上を勸め奉りて浪華を遷すの議を建
つ然れども京地の民人不服ありと或を曰外国公使等屢々
参 朝を請ふ議者曰夷狄を以て 禁闕に入らむるを不
可あり宜しく浪華を行在所を設けて彼等の拜謁を受けさ
せりよべしと此説速に行をれざる間各國公使既に入洛
せりより去月晦日の変事も出来せりと以て其詳々あり事
未だこれを聞く事を得以て百餘人の英使は動して甲辰の計
○英使の両にニストル當月十日帰着に

中外新聞第七号

慶應四年三月十八日

京都御觸書四通

先般外国御交際の際 叡慮の旨仰出されしに付てハ万国
普通の次第を以て各國公使等御取扱ひ在らせられし然る
処此度 御親征御出輦遊むされしに付てハ此餘日もられ
おき山事と付各國公使急々参 朝仰付られしに付此度相
達し旨仰出されし事
右の通に仰出し居洛中洛外山城國中寺社共不洩様早く可
相觸しもの也

二月

此度西洋各国公使并ふ附属ふぞくの者追々入京きやう以もつる市中しやうちゆう徘徊わいはい可致且冬内の砌せき等ら総すべて不作ふさ法の儀ぎ無な之の様急度相心得可申事

二月

今度内一新の折柄御交際しやうかいもは為な在ありし付つての指さし向むか為な融と通つう洋銀一枚しやうぎん又また付つ金かね三分さんぶんの當あたりを以もつての差さ支しあらく交際可致旨被仰出おほし以もつる銘めい々々無な疑ぎ念ねん通つう用よういふんべくい

二月

近來処々よかいて晴殺せられ内うちの罪状相認あやま死骸しがい又また添有そへ之のいふもも少すくううんん何なにもも陰いん惡あく陰いん謀ぼう相あ憤ふんりり以もつての所ところ業わざ又また可

有あ之のいふ一いつ共とも全体けんたい不ふ埒らちの者共ともええ篤とくと吟味ぎんみの上うへ刑典けいでんを以もつての嚴げん重じゆうの御裁許ごさいしよ被ま仰おほ付つ以もつ事こと又また付つ大政御一新の折柄猶なほ又また以もつ為な筋すぢを心掛公然こんぜんと可申出の処其儀そのぎあらく私わたし又また殺害ころしいふんべくいハ朝廷を憚おそらおそる仕方又付右等の者有之ありし於おここの吟味の上屹きと嚴刑げんけい又また處あららるるべくいふる心得違無之様可致事右の通可相達旨刑法事務総督衆被申渡まりし仍なほ申入まりし也

正月

参與 役所

○勅書の写

日本国天皇告諸外国帝王及其臣嚮者將軍徳川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之乃云従前條約雖用大君名称自

今而後當用換天皇稱而諸国交際之職專命有司等各国公使
諒斯旨

慶應四年正月

睦仁 御印

○開港延引の報告

方今日本政府の形勢一變あり、因り江戸及び新潟を安全
よふさんぐ為に暫時其開市開港を遏むべし而して日本在
苗英国女王殿下の特派公使全權ニーストルを事態治定す
るに至るまで右の都府及び港に英国人の居留するハ危険
ありと云ふ説を守らるべし

是を以て全權公使ハ英吉利人ノ告知を來り第四月一日即
ち日本三月九日右二ヶ所の開市開港を暫時延引して他日
英人右兩處に居留安全を得且つ交易を成さべき節に至り
速に報告すべきのあり

一千八百六十八年三月廿八日即日本三月五日

兵庫に在る英国女王殿下の公使館

○三月八日管中よ於て布告の文

當節柄小給の者ども別て難澁も可有之以る格別の訳を
以て二百俵以下の者當夏に借米四分米六分金直段の儀を

百俵より付八十兩の積を以て此節取越し被下以尤差向米渡
の分の相渡りて可有之

但布衣以上の役金は下以向を二百俵以下にても相除き
以事

右の趣向くへ可申達事

三月二十八日

此節亞墨利加にフラニシスコ港米穀至て拂底高直の由
に付日本より米を遣りしにバ土人も悦み且日本も利
益ありべしとの噂あり

英仙の公使皆京都より帰着を英人サトウも亦歸りて伊皿
子長應寺前の寓処に在り

去月晦日の狼籍者の全く浪人より其場所にて切殺され

又も生捕りしり三月四日刑罰を行われ全く事済し成る

由且又英公使も三月三日滞りて冬朝拜謁せし由サトウ

の物語あり

横濱も當時英吉利赤備兵隊警衛を四五日前薩州人の出入

を止めし事あり何故とも分り難し或る説は薩人不圖外

国の婦人よ戯し事あり故ありといふ

○薩藩大久保市蔵の建白書

今日の如き大變態の開闢以來い中と曾てなござる所あり
然るも尋常定格を以て豈これに應むべけんや今一戦官軍
勝利とあり巨賊東走と雖も巢穴鎮定に至らば各国交際
永續の法いもど立らば列藩離叛一方向定まらば人心洵く
百事紛紜として復古の鴻業いもど其半に至らば終に其端
を開きしる者と謂ふべし然れば朝廷に於て一時の利徳
を計り永久治安の策をおさざる時の則北条の後は足利を
生し前次去りて後奸來るの覆轍を踏せられはも必然ある
べし依之深く皇国を注目し觸視する所の形跡は拘らば

廣く宇内の大勢を洞察しりり數百年來一塊しるる因循の
弊を一新し国内同心合体一天の主とすをのを斯きを頼母
しき物と上下一貫天下万民感動泣涕いし程の由実行
を奉行しれん事今日急務の最急ありて是をの通り
主上と申奉るもの玉簾の内は在し人間は替らせ玉ふ様
は僅に限りある公卿方の外拜し奉る事も出来ざる様ある
由有様よての民の父母たる天賦の由職掌よの乖戻しし
訳あれば此由根本道理適當し由職掌定まりて初めて内国
事務の一法起るべし右の根本を推究して大變革せらるべ
きは遷都の典を挙げらるるに在るべし何とあれば弊習と

云へるの理は非を以て勢をばり勢を觸視する所の形跡は
歸きべし今其形跡上の一二を論せんよ 主上の在る所を
雲上と云ひ公卿方を雲上人と唱へ 龍顔の拜し難き物よ
譬へ 玉体を寸地も踏むはさるゝのと餘り又推尊し奉り
て自ら分外は尊大高貴ある物の様は思召され終は上下隔
絶し其形今日の弊習とありし物あり敬上愛下を人倫の
大綱より論あきとありし過れは君道を失えしめ臣道を
失えしむるの害あるべし 仁徳帝の時を天下万世称讃し
奉るは外ありば即今国々よ於ても帝王後者一二を率し
国中を歩行き万民を撫育するの實は君道を行ふ者と言ふ

可し然れども更始一新王政復古の今日は當り 本朝の聖時
は則らせ外国美政を歴するの大英断を以て舉行せしめ
へきは遷都は在るべし是を一新の機會として易簡輕便を
本として数種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履
行せられ命令一たび下りて天下慄動する所の大基礎を立
推及しむるは非されば 皇威を海外は輝し万国は此對立
たりせられし事不可叶
一遷都の地の浪華は去く可らば暫く行在を定められ治安
の体を一途は居る大に成を事しむるべし外国交際の道富国
強兵の術攻守の大權を取る事海陸軍を起す事は於て地形

適當ありて、尚其局々の論り、ぐぐれが贅せざるに
右国内事務の大根本よりして今日寸刻も怠り、ぐぐらざるの
急務と奉存し、此義行われ、内政の軸立ち基本始て、舉行ふ
べし、若し眼前些少の故障を懸念し、他処に移り、いそぐ行を
うぐき機を失し、皇国の大事終り去るべし、仰き願をくは
大活眼を以て一新して、急卒御旅行、いそぐ事を千祈万禱し
奉り、い死罪、皇国の大事終り去るべし、仰き願をくは
大久保市藏
帝鑑間雁間菊間の諸大名通計四十三藩、君上より代りて謝

罪の歎願書を、天朝に捧ぐん事を、議し、其内四家の重臣先
総名代とありて、上京し、當三月二日、太政官辨事傳達所へ罷
出、中川大炊に頼り、右書面を差出せし、東園殿に落手相成
追て、沙汰可有之旨に仰聞し、
右名代四人、佐倉の倉次甚大夫、小田原大久保、弥右衛門上
田の掛山政右、工門佐野の西村、鼎是あり、戸沢諏訪両家も初
と連名ありし、追て除名せし、由其故未詳
外様、いそぐ仙臺二本松米沢を、初め徳川氏の為め、い力を尽
し、寛大のい處置を乞ふ者多し
一橋玄同殿も東海道へ出て、勅使に哀訴せられ、勝安房守

諸藩より江戸開成所へ拔擢又ハ雇^{やとひ}ニ相成居^{あは}ル者名元取調^{とりあはせ}
早速解事役所へ申出^{まを}ル様を仰出^{おほし}ル事

二月

○

横濱只今在苗の商船廿九艘軍船ハ英吉利五艘仏蘭西二艘
亞墨利加二艘^{ふろいせん}亭漏生一艘通計十艘あり

ドル相場少^{すく}シ下落の方あり一枚ニ付銀四十三匁五分より
四十三匁六分五厘

中外新聞第七号終

